

ジュニアブリッジ養成事業補助金交付要項

1 目的

宮崎県競技力向上対策基本方針に基づき、本県競技力の向上を図る。

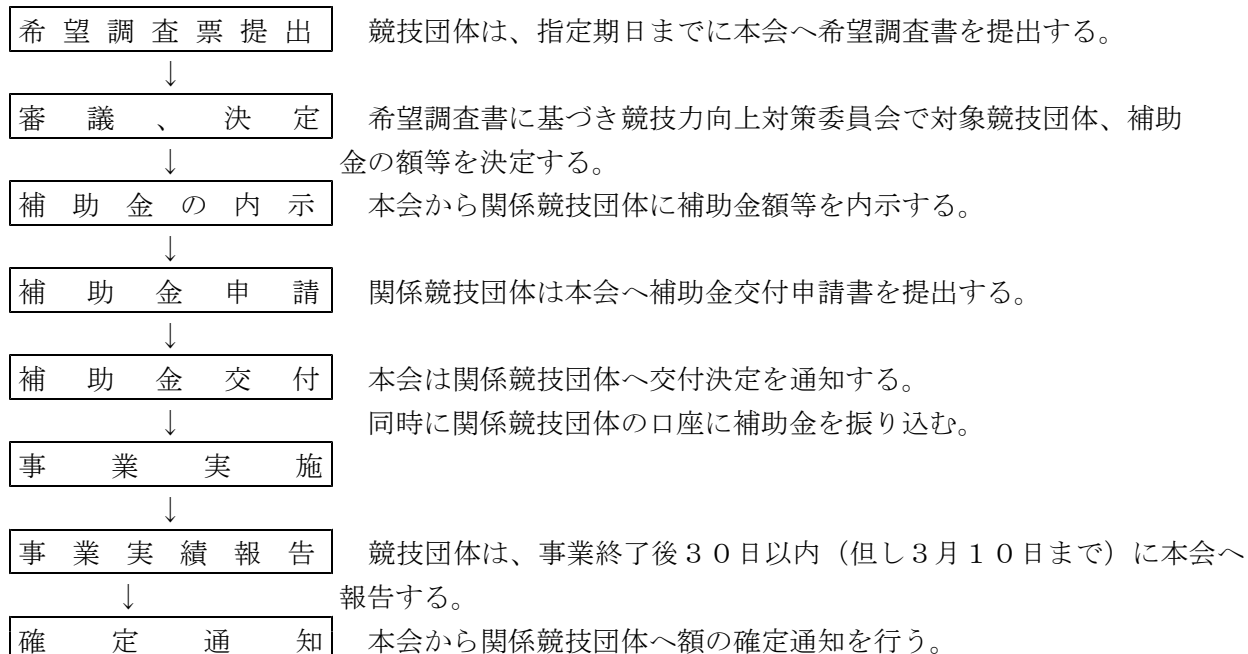
2 補助対象 加盟競技団体が行う下記の取組

- (1) 小・中学生県選抜チームの合同練習会・遠征
- (2) 宮崎国体や南部九州総体の対象学年の競技体験会や練習会（ターゲットエイジスポーツ教室）
- (3) 指導者対象の研修会を開催してもよい。
- (4) 条件 実施回数は、原則年間10回（月1回程度）とする。

3 補助対象経費等 ※領収書には、事業名「ジュニアブリッジ養成事業〇〇競技」を入れる。

- (1) 交通費 講師、指導者、遠征に係る選手旅費に充当する。
※ただし、選手遠征旅費は個人に支給するものではない。
- (2) 宿泊費 1泊6,480円（税込）を原則とする。
※ただし、本会が定めた宿泊料金を超過する部分は、補助対象外とする。
- (3) 使用料賃借料 1日10,000円以内
- (4) 報償費 指導者 1回 2,000円
講師 1回10,000円
- (5) 需用費 消耗品費等
- (6) 役務費 保険料や手数料

4 事務手続き



6 補助金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき、適正に執行しなければならない。

7 この要項は、平成24年4月1日から施行する。

平成25年10月30日一部改正

平成27年4月1日一部改正

平成28年4月1日一部改正

平成29年4月1日一部改正